

旧郷土資料館の活用に関するサウンディング型市場調査 実施要項

令和6年8月1日
豊田市 企画政策部 資産経営課

1 調査の目的

旧郷土資料館は、令和4年9月30日に閉館した物件であり、現在、新たな利活用に向けた検討を進めています。

この調査は、民間事業者等の皆さんとサウンディング（対話）を行うことにより、旧郷土資料館の利活用の可能性（物件としての価値や需要）を把握することを目的としています。

2 対象物件 ※詳細は、物件調書を御確認ください

物件名	旧郷土資料館
所在地	豊田市陣中町1丁目21番2及び23番16
地積	2,932.93㎡
区域区分等	市街化区域（第1種住居地域）
その他	・本物件は、昭和42年1月から令和4年9月までの間、豊田市郷土資料館として開館していた物件です。

3 スケジュール

参加申込みの受付	令和6年8月8日（木）午前8時30分から同年10月31日（木）午後5時まで ※あいち電子申請・届出システムにて受付
現地見学	参加申込時に手続きが必要です。 ※日曜日、土曜日及び祝日を除く。
サウンディングの実施	令和6年8月9日（金）から同年11月29日（金）まで ※午前10時から午後5時まで ※日曜日、土曜日及び祝日を除く。 ※事前に別紙サウンディングシートを要提出
実施結果の公表	令和6年12月（予定）

4 サウンディングの内容

(1) サウンディングの対象者

本物件の利活用意向を有する法人又は個人とします。ただし、次のいずれかに該当する者を除きます。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者
- ・参加申込時点で豊田市から地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する指定を受けている者
- ・豊田市暴力団排除条例（平成23年条例第30号）及び豊田市が行う事務及び事業から

の暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置を受けている者

- ・会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生
手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者
- ・民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生
手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者
- ・国税、愛知県税、豊田市税において滞納がある者

（2）活用の条件等

売却又は貸付を予定しています。

（3）サウンディングの項目

対象物件の市場性や利活用のアイデア、事業化の課題等についてお聞かせください。

【主なサウンディング内容】

- ① 対象物件の市場性、利活用のアイデア
- ② 事業化の課題
- ③ その他

5 サウンディングの手続

（1）サウンディングの参加申込み

参加を希望する場合は、参加申込みの受付期間内にあいち電子申請・届出システムにてお申し込みください。

＜あいち電子申請・届出システムへ（外部リンク）＞

https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyota-aichi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=101715



（2）サウンディングの実施日時及び場所の連絡

申込時に記載いただいた連絡先に、実施日時及び場所を電話又は電子メールにて連絡します。希望に沿えない場合もありますので、予め御了承ください。

（3）サウンディングの実施

- ① 実施期間：令和6年8月9日（金）から同年11月29日（金）まで
- ② 所要時間：30分～1時間程度
- ③ 場 所：豊田市役所本庁舎（リモートでの参加を希望する場合は御相談ください。）
- ④ 提 出 物：サウンディング実施日の前日までに別紙サウンディングシートを電子メールにて提出してください。また、サウンディング実施日に4部御持参ください。
- ⑤ そ の 他：参加事業者等のアイデア及びノウハウの保護のため、サウンディングは個別に行います。サウンディングシート以外に説明資料を御用意する場合は、4部御持参ください。

（4）現地確認について

サウンディング実施前に現地確認を希望する場合は、あいち電子申請・届出システムでの参加申込時に「現地見学を希望する」を選択してください。実施日時について調整させていただきます。

- ① 対応可能時間：午前10時から午後4時まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
- ② 所要時間：1時間程度

※建物図面は資産経営課にて保管しています。建物図面を確認したい場合は、資産経営課の窓口にて閲覧ください。

(5) サウンディング結果の公表

サウンディングの結果は、豊田市ホームページにて、参加者の名称を伏せた上で提案の概要を公表する予定です。なお、公表に当たっては、アイデア及びノウハウの保護に配慮するため、事前に参加者へ内容の確認を行います。

6 留意事項

(1) 参加事業者等の取扱い

サウンディングへの参加実績は、事業者公募等における評価の対象とはなりません。

(2) 費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者等の負担とします。

(3) 追加調査への協力

このサウンディング終了後においても、必要に応じて追加の調査やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際には御協力をお願いします。

7 問合せ先

質問等がある場合は、次の連絡先までお問い合わせください。

豊田市 企画政策部 資産経営課 溝呂木、杉浦、石川

住所 〒471-8501 愛知県豊田市西町3-60（南庁舎4階）

電話 (0565) 34-6605（直通）

Eメール sisankeiei@city.toyota.aichi.jp